

新型コロナウイルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は、 国民健康保険税が減免となります。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について

- (1) 収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（減免対象となる収入種別：事業（営業等・農業）、不動産、給与、山林）
- (2) 令和2年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります

- 保険税の減免額は、減免対象保険税額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額です**

減免対象の保険税額（A×B/C）

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※1 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、上記（D）の減免割合は令和2年の合計所得金額にかかわらず、「全部」とみなします

※2 減少が見込まれる種類の所得が、令和2年について0円以下だと計算上減免対象外となります

■令和3年度分の国民健康保険税が対象です。

（令和2年2月から令和3年3月分の保険税についても申請できる場合があります）

■申請受付期間：令和3年8月2日（月）から令和4年3月31日（木）

■申請用紙は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/covid-19/1014212/1014297.html>

問い合わせ：日野市 保険年金課 保険税係 電話：042-514-8279（直通）